

学校法人帝塚山学院創立100周年記念奨学金 奨学生募集要項

【2026年度 前期】

この奨学金制度は、学校法人帝塚山学院の設置校の在籍者で、家計の急変等により経済的に困窮度が高く、修学が困難となった学生・生徒等に対し、学校法人帝塚山学院創立100周年記念基金の一部を用いて、奨学金を給付し、その勉学支援に資することを目的としています。

この奨学金の給付を希望する方は、下記要領に従い期日以内に書類を提出してください。

《注》奨学金の返済義務はありません。

1, 応募資格（次の各号の条件を全て備えていること）

- (1) 2026年1月1日以降に「家計支持者が災害・傷病・不慮の事故により死亡したとき」「家計支持者が災害・傷病・不慮の事故に起因する重度の後遺障害により就労不能となったとき」「家計支持者が居住する住宅が災害等により半壊以上の被害を受けたとき」「家計支持者が非自発的に失職又は事業継続不能となったとき」の事由で家計が急変し、経済的困窮度が高くなり修学困難と認められること。
- (2) 学院の他の奨学金の給付を受けていないこと。
(国および府県の授業料補助制度等により学費等が無償とならない者)
- (3) 以下の学校法人帝塚山学院の設置校在籍者
帝塚山学院幼稚園・帝塚山学院小学校・帝塚山学院中学校高等学校・
帝塚山学院泉ヶ丘中学校高等学校・帝塚山学院大学・帝塚山学院大学大学院

2, 給付額

奨学金は、当該年度納付金(授業料・教育充実費)の半額又は一部として充当する。

給付額は、原則として一人当たり年額60万円以内とします。

なお、年度ごとの給付総額に上限があるため、採択件数および給付額は変動いたします。

3, 給付方法

奨学金は当該年度学納金納付時に学納金として振り替え措置を行うことでの給付とします。

(但し、学納金納付済の場合は振替措置でなく、銀行振込等により奨学金を給付する場合があります。)

なお、奨学金の給付は当該年度限りとし、この奨学金の利用は、一度限りとします。

4, 申請期間

自 2026年4月14日(火) 午前9時

至 2026年7月1日(水) 午前11時 ※各校事務局必着

5, 必要提出書類

奨学金の給付を受けようとする方は、次の書類に必要事項を記入の上、申請期限までに提出し、選考を受けなければなりません。

- (1) 学校法人帝塚山学院創立100周年記念奨学生願書【様式第1号】
- (2) 家庭の収入を証明する書類

●急変前/2025(令和7)年分の「源泉徴収票」、同「課税(所得)証明書」、同「確定申告書」、同「年金通知書」、家計急変前1年間分の「給与支払証明書」等

●急変後/2026(令和8)年分の「年収見込み証明書」、家計急変後1年間の「給与支払見込証明書」、家計急変後の「雇用保険受給資格者証」等

※ 上記(1)の書類は、各部事務局に備え付けてありますので、申請の方は請求してください。

前項に定める書類のほか、必要に応じて、次の各号に定める家計急変を証明する書類の提出を求めています。

- (1) 災害を受けた場合は、被害状況書またはこれに代わるもの
- (2) 家計支持者の異動を証明するもの
- (3) その他必要と認めたもの

6. 選考方法

奨学生の選考は、申請期限後に行われる創立100周年記念奨学生選考委員会で行います。

7. 採択・不採択の決定通知

奨学生としての採択・不採択の決定通知は、2026年8月25日（火）を目途に本人および保護者宛に行います。

なお、採択・不採択いずれの場合も、その理由は明示いたしません。

8. 資格の喪失

奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、その受給資格を失います。

- (1) 退学、除籍等により学籍を離れたとき又は休学したとき。
- (2) 学則による懲戒処分を受けたとき。
- (3) 虚偽の申込又は記載により不当な給付を受けていたことが認められたとき。
- (4) 本人から受給辞退の申出があったとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

9. 返還

奨学生が前項の規定により資格を喪失した場合、奨学金の返還を求めています。なお、返還を求められた者は、資格喪失の時点より、学納金未納者として取り扱います。

10. 問い合わせ先

帝塚山学院 教学センター 学生課 奨学金担当

TEL：072-296-1331（自動音声が始まったら「1」を押してください）

<窓口事務取扱時間>

月～金 9:00～16:50（授業の無い祝日と本学が決めた閉室日を除く）

以 上